

## 新潟市秋葉区農業委員会 12 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 30 年 12 月 27 日（木）午後 3 時 30 分から午後 4 時 20 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (16 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

5 議事日程

### 第 1 議事録署名委員の指名

7 番	吉田 信雄
8 番	松田 洋一

### 第 2 議事

議案第 26 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 27 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 28 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農政振興係長	白川 文夫

## 7 会議の概要

事務局長 (佐藤局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成30年度12月定例総会を開会いたします。 それでは、小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日の委員の欠席はありません。よって、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。  (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので7番・吉田委員、8番・松田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

議案第 26 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 26 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

1 ページは利用権設定の新規、新津地区 8 件、筆数 32 筆、面積 33,316 m<sup>2</sup>であります。

3 ページからは利用権の更新、新津地区 54 件、小須戸地区 11 件、計 65 件、筆数 367 筆、面積 330,524 m<sup>2</sup>であります。

16 ページは売買、新津地区 1 件、小須戸地区 2 件、計 3 件、筆数 9 筆、面積 10,649 m<sup>2</sup>であります。

17 ページは中間管理事業分で、新津地区 1 件、筆数 2 筆、面積 2,914 m<sup>2</sup>であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

18 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は平成 31 年 1 月 17 日となります。

19 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 26 号は原案どおり決定しました。  
ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

それでは次に移ります。  
議案第 27 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(田中係長)

それでは、議案書 20 ページ 1 番をご覧ください。  
議案第 27 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。

貸付人 A 氏、

借受人 B 氏及び C 氏、

北潟地区の案件で、佐々木推進委員の担当地区です。

本件は借受人 C 氏の父である A 氏の所有地に対し使用貸借権を設定し、個人住宅を建築するものです。

申請地の選定理由としては、両親の高齢化や子供の成長など将来を見据え、実家近くに土地を求めたものです。

本件の申請地は農振農用地区域外農地 2 筆で、それぞれ判定条件が異なることから、一体で判定し許可できる項目として、駅周辺の宅地化割合 40%条件による 2 種農地と判定しました。

申請地から JR さつき野駅までの距離は約 540m であり、駅から半径 540m の宅地化は 9 割程度と判断されます。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に 2 番をご覧ください。

貸付人 D 氏、

借受人 E 氏、

東金沢地区の案件で、杉山推進委員の担当地区です。

本件は借受人 E 氏の父である D 氏の所有地に対し使用貸借権を設定し、個人住宅を建築するものです。

申請地の選定理由としては、両親の高齢化など将来を見据え、実家の隣接地に建築を計画したものです。

本件の申請地は農振農用地区域外農地 2 筆で、いずれも 2 種又は 3 種で判定できる要素はなく、集落接続いわゆる「にじみだし」条件による 1

種農地と判定しました。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。  
今ほどご説明しました2件は、いずれも農地部会へ付されました。  
以上、事務局説明を終わります。

**議長**

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

**議長**

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

**農地部会長報告**

平成30年12月21日に開催されました農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件の調査内容について報告します。

議案書20ページ1番の案件です。

本件の申請者のB氏外1名の代理人F氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、現在実家に住んでいるが、手狭になったため将来のことを考えて、妻の実家近くの妻の父の農地を借りて、個人住宅を建設するために申請したとのことでした。

申請が連名になっているので質問したところ、融資の関係で連名にしたそうです。

給排水について質問したところ、水道は全面道路水道管から取水し、雑排水は公共下水道に接続して排水するとのことでした。

部会としては、許可になってから申請通りの転用を行うよう指導し、申請者もこれを承諾しました。

次に議案書20ページ2番の案件です。

本件の申請者のD氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、E氏は現在アパートに住んでいるが、地元で家を建てたいということで、申請人も体を壊して農業もできなくなり、近くにいてもらうと安心なので、家の前の農地を賃して個人住宅を建設するため申請に至ったとのことでした。

現場確認した時に車庫が建っていたので質問したところ、工事が始まったら取り壊すとのことでした。

費用がだいぶかかるのでリフォームは考えなかったのかと聞いたところ、リフォームしても部屋数が足りないので新築することにしたそうです。

部会としては、許可になってから申請通りの転用を行うよう指導し、申

請者もこれを承諾しました。  
以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。  
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 27 号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、追加議案の議案第 28 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(田中係長)

議案第 28 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。

追加議案書 1 ページ 1 番をご覧ください。

譲渡人 G 氏、

譲受人 H 氏、

満願寺地区の案件で、杉山推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、畑 1 筆、約 2 アールです。

譲受人は妻と共に経営を行っており、水稻を 5ha、蔬菜を 20a 栽培しています。

また、申請地は農振農用地区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

なお、10a あたりの対価は 50 万円です。

次に 2 番及び 3 番をご覧ください。

本件は交換案件のため、一括説明とさせていただきます。

最初に 2 番からご説明します。

譲渡人 I 氏、

譲受人 J 氏、

大関地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

本件は、交換による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、畑 2 筆、157 m<sup>2</sup>です。

譲受人は妻と共に経営を行っており、水稻を 86a、蔬菜 35a 及び果樹 31a を栽培しています。

また、申請地は農振農用地区域外農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に 3 番をご覧ください。

譲渡人 J 氏、

譲受人 I 氏、

担当地区及び申請理由は前述の案件と同様です。

申請面積は、畑 2 筆、約 105.85 m<sup>2</sup>です。

譲受人は妻と共に経営を行っており、水稻を 66a、蔬菜を 8a 栽培しています。

また、申請地は農振農用地区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

本件交換により、I 氏は経営農地が接道する一方、J 氏は自己所有地の隣接地であることから一団の農地を形成するため、両者の経営効率が改善されることが期待されることから合意に至ったものです。

なお、前述の案件と本件は等価交換により、現金の受け渡しは発生しません。

次に 4 番をご覧ください。

譲渡人 K 氏、

譲受人 L 氏、

下新及び羽下地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

本件は、贈与による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、畑 5 筆、約 15 アールです。

譲受人は家族で経営を行っており、水稻を 3.1ha、蔬菜を 97a 栽培しています。

また、申請地は農振農用地区域外農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

本件は農地所有者が相続したのですが、県外在住者のため管理が困難となり、引き受け者のあっせん依頼を受けたことから、松田委員が調整された結果、今回の申請に至ったものです。

なお、対価は贈与のため発生しません。

ここまで、ご説明しました 3 条の案件は、いずれも農地法第 3 条第 2 項

の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。  
以上、事務局説明を終わります。

**議長**

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

**議長**

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

**農地部会長**

追加議案、農地法第3条許可申請に関する意見決定4件の調査内容について報告します。

では、追加議案書1ページ1番の案件です。

本件の申請人のH氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、譲渡人が高齢になり耕作できなくなり、自分も高齢であるが今まで耕作してきたこともあり、引き受けることになり申請したそうです。

この申請によって、この一帯でまとまって効率よく耕作できるようになるそうです。

部会としては、許可になってから申請通りの耕作を行うよう指導し、申請者もこれを承諾しました。

次に追加議案書1ページ2番、3番の案件ですが、交換案件のため一括で報告します。

本件の申請人のJ氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、以前Iさんが買った農地にJさんのハウスの一部がかかっており、その農地は真ん中にあり車が入って行く道がなかったため、Jさんの道路に面した農地と交換することになったそうです。

地元委員からも「以前から相談を受けていたが、交換によってお互いに利便性がよくなることから今回の申請になった」との意見がありました。

部会としては、許可になってから申請通りの耕作を行うよう指導し、申請者もこれを承諾しました。

次に追加議案書1ページ4番の案件です。

本件の申請人のL氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請者は以前から申請地で耕作をしており、譲渡人から売却の相談があったが、話し合いの結果、贈与による所有権移転の申請に



至ったとのこととです。

部会としては、現地視察したところだいぶ広い面積であるが、草刈等きちんと管理されており、許可になったら申請通りの耕作を行うよう指導し、申請者もこれを承諾しました。

以上報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、追加議案第 28 号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画（案）について

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

農地法第 4 条転用届出に関する受理について

農地法第 5 条転用届出に関する受理について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の 21 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用配分計画（案）についてであります。

新津地区 1 件であります。

続いて議案書の 23 ページをご覧ください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、  
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。  
記載のとおり 18 件受理いたしました。

(田中係長)

続きまして 27 ページをご覧ください。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。

記載内容のとおり 1 件回答いたしました。

次に 28 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届書の受理についてで  
す。

記載内容のとおり 4 件受理いたしました。

次に 29 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 4 条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり 1 件受理いたしました。

最後に 30 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。

記載のとおり 6 件受理いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いた  
だきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成 30 年度 12 月定例総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小倉 栄造

署名委員 吉田 信雄

署名委員 松田 洋一